

清掃工場施設点検業務委託
特記仕様書

令和 8年 4月

尾 鷲 市

明示項目	明示項目の詳細	明 示 事 項
共通	1 目的	ア 本業務は、尾鷲市清掃工場（ごみ焼却施設）の設備について、清掃や部品の交換を含む点検整備を行い、現状設備の状況把握と設備機能の回復を測りながら改善点の提案を募り、施設性能の維持に寄与することを目的とする。
	2 業務委託名称	ア 清掃工場施設点検業務委託
	3 施設概要等	ア 施設規模 45 t / 日 (22.5 t / 8 h × 2 炉) 処理方式 間欠運転方式 (機械化バッチ燃焼式) 施設の竣工 平成3年3月20日 (バグフィルター設備 平成13年12月) 設置場所 尾鷲市大字南浦字中村地内
	4 履行期間	ア 着工 契約の日から ~ 竣工 令和9年3月17日
	5 適用基準等	ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律他関係諸法令等 イ 大気汚染防止法 ウ ごみ処理施設性能指針 エ 三重県生活環境の保全に関する条例 オ 尾鷲市環境基本条例 カ 「一般廃棄物処理事業に対する指導強化及び同留意事項について」 キ 「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策について」 ク その他関係通知等 ケ その他指示するもの
	6 許認可申請	ア 業務内容により関係官庁へ認可申請、報告、届出等の必要がある場合には、その手続きは受注者の負担により本市を代行し行うこと。また、業務内容により、本市が関係官庁に認可申請報告、届出を必要とする場合、受注者は書類作成等について協力すること。
	7 施工方針 適用範囲 疑義 変更 材料	ア 本業務の目的達成のために当然必要と思われるものについては、受注者の責任において完備すること。ただし、本市及び受注者とも事前に予知できない事項についてはこの限りでない。 イ 受注者は、本仕様書、設計書について業務施工中に不備や疑義が生じた場合は、本市と十分協議のうえ遺漏のないよう業務を行うこと。 ウ 施工は本仕様書及び設計書に基づいて行うこと。ただし、業務期間中に本仕様書及び設計書に適合しない箇所が発見された場合は、本市の承諾を得て改善変更を受注者の負担により行うこと。 エ 使用材料及び機器は、すべてそれぞれの用途に適合する欠点のない製品で、かつ、すべて新品とし、日本工業規格（JIS）、電気規格調査会標準規格（JEC）、日本電気工業会標準（JEM）等の規格が定められているものは、これらの規格品を使用すること。

	<p>8 検査及び試験 立会検査及び試験</p> <p>検査及び試験の方法</p> <p>検査及び試験の省略</p> <p>経費の負担</p>	<p>ア</p> <p>イ</p> <p>ウ</p> <p>エ</p>	<p>主要機器・材料の検査及び試験は、原則として本市立会のもとで行うこと。ただし、本市が特に承諾した場合には、受注者が提示する検査（試験）成績表をもってこれに代えることができる。</p> <p>検査及び試験は、あらかじめ本市の承諾を受けた検査（試験）要領書に基づいて行うこと。</p> <p>公的、またこれに準ずる機関の発行した証明書等で成績が確認できる機材については、検査及び試験を省略することができる。</p> <p>本業務に係る検査及び試験の実施及び手続きは、受注者において行うものとし、これらに要する経費は受注者の負担とする。</p>
	9 休炉期間	ア	本業務に伴う炉の停止期間は、本市と十分協議し承諾を受けて実施すること。
	10 特許権について	ア	本業務に関し、特許に抵触する箇所がある場合には受注者は施工前においてそれをクリアにして施工にあたること。
	11 試運転	ア	試運転中に行われる調整及び点検には原則として本市の立会を要するものとし、発見された補修箇所及び物件については、その原因及び補修内容を本市に報告すること。
	12 保証	ア	本業務における交換部品等に不具合が生じた場合の保証期間は、正式引渡し日から起算し1年間以内とする。なお、保証期間中に生じた構造上の欠陥、破損及び事故等は受注者の負担にて速やかに補修、改造もしくは取替を行うこと。ただし、本市の誤操作、天災などの不測の事故に起因する場合はこの限りではない。
	13 業務範囲	ア	<p>尾鷲市清掃工場施設点検業務委託</p> <p>(ア) ごみクレーン設備点検整備</p> <p>(イ) 焼却設備点検整備</p> <p>(ウ) 耐火物点検補修整備</p> <p>(エ) 煙突・入口煙道整備</p> <p>(オ) 炉下シュート点検整備</p> <p>(カ) 助燃・再燃バーナー設備点検整備</p> <p>(キ) 各コンベヤ設備点検整備</p> <p>(ク) 送風機設備点検整備</p> <p>(ケ) 空気予熱器点検整備</p> <p>(コ) 急冷塔設備点検整備</p> <p>(サ) バグフィルター設備点検整備</p> <p>(シ) 灰バンカー設備点検整備</p> <p>(ス) 油圧機器設備点検整備</p> <p>(セ) 排水処理設備点検整備</p> <p>(ソ) 煙道排ガス分析設備点検整備</p> <p>(タ) 粗大ごみ破碎設備点検整備</p> <p>(チ) 動物専用焼却炉設備点検整備</p> <p>(ツ) 巡回点検（停止時2回/年、運転時3回/年）</p>

			(テ) 作業環境測定
	14	提出図書 施工承諾申請図書	ア 受注者は、設計図書に基づき業務を行うこと。 業務施工に際しては、事前に承諾申請図書により本市の承諾を得てから着工すること。承諾申請図書は、次の内容のものを各3部提出すること。(内1部は返却分) (ア) 施工計画書(点検整備要領書) (イ) 検査要領書 (ウ) 工程表 (エ) 内訳書 (オ) 下請け業者通知書 (カ) 組織表 (キ) その他必要な図書
	15	完成図書	イ 受注者は、本業務竣工について、完成図書として次のものを提出すること。なお、図書の製本仕様等については本市との協議による。 (ア) 点検整備報告書 2部 (イ) 点検整備写真集 2部 (ウ) その他指示する図書1式 *協議により、上記項目を合本としても良いものとする。
	16	正式引渡し	ア 業務竣工後、本業務設備機器を正式引渡しするものとする。業務竣工とは、業務範囲をすべて完了し、本市の検査が完了した時点とする。
	17	施工及び施工計画 労働災害の防止	ア 業務中の危険防止対策を十分に行い、作業員への安全教育を徹底し、労働災害の発生がないように努めること。また、焼却炉・ガス冷却室点検整備、バグフィルタ一点検整備及び灰バンカー設備点検整備等粉塵が発生すると予測される場所で作業を実施する場合には、ダイオキシン類ばく露防止対策に十分留意し、受注者は作業員に対し安全衛生特別教育を実施するとともに保護具の使用と管理等を徹底して、作業環境の悪化を最大限に防止する対策を講ずること。
		現場管理及び業務エリア	イ 資材置場及び加工場、資材搬入路、仮設事務所、業務関係者用駐車場などについては本市施設内用地が利用できるものとするが、本市と十分協議し、最小限の範囲として計画し、業務完了後において現況復旧すること。また、現場内は常に整理整頓を励行し、災害、盗難などの事故防止に努めること。
		復旧	ウ 他の処理設備、既存建物等への損傷防止等に努め、受注者の責任範囲において損傷、汚染が生じた場合は受注者の負担で速やかに復旧すること。
		交通整理	エ 本業務期間中において場内交通安全のため、安全には十分に配慮し、現場業務期間中は必要に応じ、交通整理員を配置すること。

点検整備仕様	18	既設との取り合い	オ	本業務は、現有処理場内で行うものであり、他の処理施設の運転及び周辺環境等に支障をきたさないよう最大の配慮を払うこと。
		現場代理人	カ	本業務における現場代理人は受注者を代表し、本業務現場施工期間において本業務現場に常駐すること。
		業務日報の提出	キ	現場代理人は、本業務の進捗状況、作業内容及び作業員数、搬入資材等を記入した業務日報を毎日遅滞なく本市に提出のこと。
		業務打合せ	ク	工事を円滑に進めるため、現場業務期間中には本市係員立ち合いのもとに業務打合せを行い、打合せ事項等について議事録を作成し速やかに本市に提出すること。
		業務写真の撮影	ケ	受注者は、本業務全般にわたり、業務工程に従って段階的に業務写真を撮影編集し、本市の要求に応じていつでも閲覧できるように整理しておくこと。また、業務検査の際には業務写真集として必要書類とともに速やかに本市に提出のこと。業務写真撮影にあたっては、本市が指定する箇所（交換品目・撤去品目写真）並びに業務記録として当然残す必要があると思われる箇所は撮影しておくこと。特に、業務完成後においては確認することが全くできないか、または確認することが非常に困難と思われる箇所はあらかじめ重点的に撮影しておくこと。提出部数は2部とする。
		業務経費の負担	コ	本業務にかかる業務用電力、用水等は本市の承諾を得て、指定する箇所から分岐し使用するものとする。
		撤去材の処理等	サ	本業務により発生した撤去材は、あらかじめ本市へ処分先の承諾を受けた後、受注者の負担により場外処分とする。
		その他	ア	施設点検内において、故障箇所の修繕は本市と協議したうえ、早急に対応すること。
			イ	点検整備により発見した不良箇所、及び事故故障により発生した破損個所のうち、支給材料・消耗品等をもちいて修理可能なものは、修理内容を本市と協議したうえ処理するものとする。
			ウ	施設修繕・工事において本紙記載の点検整備業務が行えない場合は、点検カ所の変更を行う。
	エ	点検整備により設備機器等に不具合が生じた場合、本市と協議したうえで修理等の対策を行うこと。また対策後、施設の性能保証事項の確認試験を行うこと。		
19	設備の整備内容・項目	ア	添付した設計書項目に準じて業務を施工すること。 また、点検整備報告書提出時には設備項目ごとに、次年度取替が必要なものについては許容値との比較等の考察を加え、改善事項を提案すること。（以 上）	